

盛岡地区衛生処理組合
地球温暖化対策実行計画

平成30年度～平成32年度

平成30年4月

盛岡地区衛生処理組合

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・2
- 3 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・3
- 2 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 具体的な取組み

- 1 施設の運転管理に係る取組み・・・・・・・・・・4
- 2 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 推進・点検体制及び推進状況の公表

- 1 推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第1章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき都道府県、市町村及び一部事務組合に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。盛岡地区衛生処理組合（以下「本組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成29年度とし、計画期間を平成30年度～平成32年度までの3年間とする。ただし、平成30年度から都南地域からの受入開始により処理量が増加することを考慮して設定する。

目標年度については、平成32年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、本組合が独自に設定する年度をいう。

3 対象範囲

実行計画は、本組合が行う施設の運転管理等全ての業務を対象とする。

なお、包括的運営管理委託により、施設の運転管理を外部委託していることから、包括的運営管理委託の受託業者（以下「受託者」という。）とともに、実行計画の実現に向けた取組みを実践する。

対象施設：盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センター

4 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

※ 7種類のガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

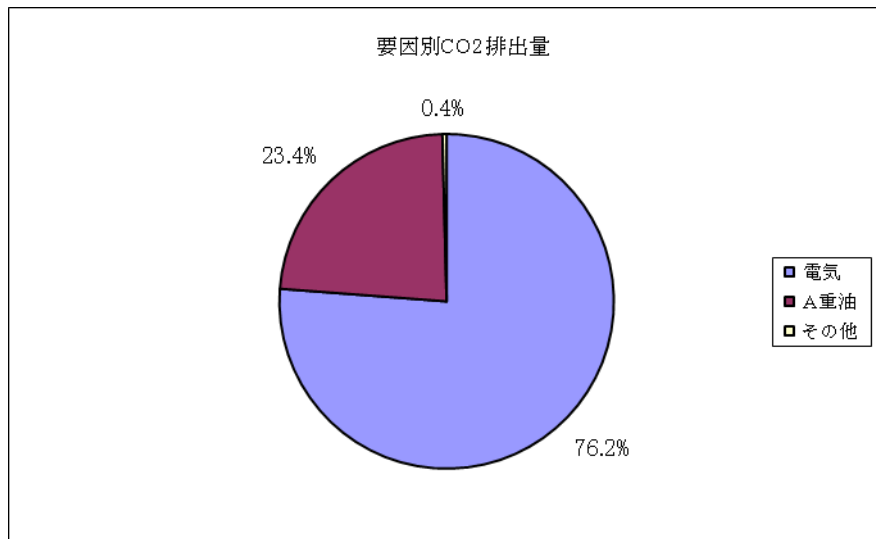
1 基準年度の二酸化炭素排出量

本組合における基準年度（平成29年度）の二酸化炭素総排出量は、1,812,876kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,813,568kg-CO ₂

2 要因別の排出状況

基準年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他者から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の76.2%を占め、次いでA重油に伴うものが23.4%を占め、その他の燃料使用に伴うものが0.4%を占めている。



3 削減目標

電気及びA重油使用による二酸化炭素排出量が全体の9割以上占めている。

従って、この主要な二酸化炭素排出源である電気及びA重油について使用量の削減目標を定め重点的に削減に努める。

平成30年度から都南地域のし尿処理受入開始により、平成29年度に対し処理量が約1.3倍に増加することに伴い、電気及びA重油の使用増加が見込まれている。

電気について、第1処理棟稼働分については平成29年度より毎年1%削減することを目標とする。第2処理棟稼働分については、処理量増加による使用見込量の1%を削減することを目指す。

A重油について、処理量増加に伴う使用見込量に対し平成30年度から1%削減することを目指す。

その他燃料等については、削減目標値を特に定めませんが、処理量増加における影響を見極めながら推移を見守ることとする。

二酸化炭素排出量

(単位：kg-CO2)

区 分	平成 29 年度 基準年度	平成 30 年度 目標	平成 31 年度 目標	平成 32 年度 目標年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,813,568	2,457,939	2,374,450	2,295,838

電気・燃料使用量

区 分	平成 29 年度 基準年度	平成 30 年度 目標	平成 31 年度 目標	平成 32 年度 目標年度
電気の 使用量	2,534,796 k w h	3,296,195 k w h	3,186,558 k w h	3,082,288 k w h
A重油の 使用量	156,850 L	241,372 L	232,613 L	224,574 L

第 3 章 具体的な取組み

1 施設の運転管理に係る取組み

本組合の二酸化炭素排出量は、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で使用する電気及びA重油による二酸化炭素排出量が全体の99.6%を占めることから、主要な二酸化炭素排出源である電気及びA重油の使用量削減を中心とした実行計画の推進を図る。

- ・受託者は、日常の施設の運転管理において、し尿等の適正な処理を前提として使用量の削減に努める。

- ・そのほか、本組合及び受託者は、施設の運転管理において、使用量削減の改善策を研究し実践する。

2 施設設備の改善等

- ・環境負荷の低減に配慮した施設等の整備、適正な管理に努める。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。

3 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。

- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4 その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・廊下やトイレ、湯沸し室等は日中に照度が十分な時や利用者がいない場合等こまめに消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等は節電モードや電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・車両の急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員等が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷・暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制等

下記の「推進本部」及び「推進担当者」により計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

組合事務局長を本部長とし、関係市町主管課長及び受託者総括責任者の構成員をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検等行う。

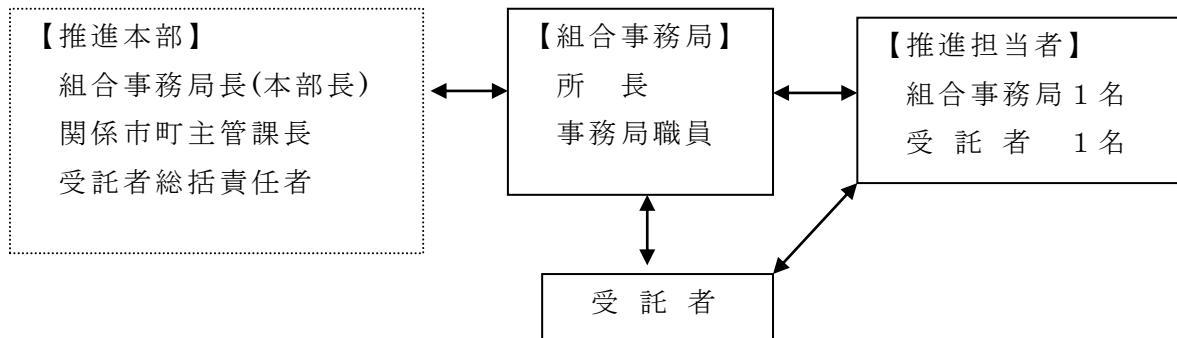
(2) 推進担当者

組合事務局及び受託者に、それぞれ1名の推進担当者を置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握し、組合事務局及び受託者と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 進行管理

組合事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(4) 組織図



2 点検体制

組合事務局及び受託者は、推進担当者をとおり、定期的に計画の推進及び進捗状況の点検を行い、推進本部において年1回の点検評価を行う。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回組合事務所にて縦覧に供する。